

## 5-1 検索事例

### 検索事例

高速道路での交通事故について、被害者が法定速度を超過して走行していたという事情が、損害賠償の額の算定につき斟酌された事例を調べたい。

- 手順1 交通事故判例を調べたいので、個別データベースの「交通事故判例検索」を選択します。判例中出现すると思われるキーワードをいくつか挙げます。「損害賠償」、「高速道路」、「過失相殺」等が考えられます。

#### <キーワードの指定>

	OR →			
AND		損害賠償		
↓		高速道路		
		過失相殺		

検索開始

#### <検索条件確認画面>

入力された検索項目に該当する文献数は <b>280</b> 件です。		閉じる
検索項目	文献数	
1. フリーキーワード		
損害賠償	10,903	
	AND	
高速道路	581	
	AND	
過失相殺	5,911	

検索の結果が280件になりました。

これでは文献が多すぎて、検討に時間を要してしまうので、更にキーワードを加え、絞り込むことにします。

## 5-1 検索事例

- 手順2 判例中に、損害賠償額の算定の際に、「速度超過」という被害者側の事情を「斟酌」するという言葉が使われていると想定されるので、「速度超過」と「斟酌」というキーワードを AND 条件で追加します。

### < キーワードの指定 >

	OR →			
AND	損害賠償			
↓	高速道路			
	過失相殺			
	速度超過			
	斟酌			

検索開始

### < 検索条件確認画面 >

入力された検索項目に該当する文献数は <b>11</b> 件です。		閉じる
検索項目		文献数
1. フリーキーワード		
損害賠償		10,903
	AND	
高速道路		581
	AND	
過失相殺		5,911
	AND	
速度超過		352
	AND	
斟酌		3,963

検索の結果が 11 件まで絞られました。

一覧表示

## 5-1 検索事例

手順3 文献の一覧を表示させ、文献ごとに表示される判示事項の一部等を参考に、表示する文献を選択します。

< 一覧表示画面 >

選択	〔上段〕:事件名/著名事件名 〔中段〕:文獻番号、裁判年月日、裁判所名、事件番号、審級 〔下段〕:判示・要旨・事案の概要/裁決						直接表示へ		
1	移送申立て却下決定に対する抗告審の取消決定等に対する許可抗告事件								
	28141733	平成20年 7月18日	最高裁二小法廷	平成20年(特)第21号	上告審			書誌	全文
	地方裁判所にその管轄区域内の簡易裁判所の管轄に属する訴訟が提起され、被告から同簡易裁判所への移送の申立てが却下する旨の判断は、自庁処理をする旨の判断と同じく、地方裁判所の合理的な...								
2	不当利得返還等請求事件								
	28140214	平成20年 1月18日	最高裁二小法廷	平成18年(受)第2268号	上告審	判例集PDF	評釈	引用	
	先のリボルビング方式金銭消費貸借契約に係る過払金が後の同契約に係る債務に充当される場合。								
3	不当利得返還請求事件								
	28141232	平成19年12月25日	最高裁三小法廷	平成19年(才)第1607号	上告審			書誌	全文
	貸金業者である被告上告人との間で金銭消費貸借契約を締結し、長期間、多回数にわたって借入れと返済を繰り返していた被告控訴人が、利息制限法1条1項所定の利息の制限額を超えて利息として支払われた部分を元本に充当すると過払金が発生するとして...								
4	不当利得返還請求事件								
	28131783	平成19年 7月19日	最高裁一小法廷	平成18年(受)第1534号	上告審	判例集PDF	評釈	引用	
	被告上告人が被告上告人に対し、Aが破産宣告前に被告上告人との間の金銭消費貸借契約に基づいてした弁済につき、利息制限法1条1項所定の利息の制限額を超えて利息として支払われた部分を元本に充当すると過払金が発生しているとして、不当利得返還請求権...								
5	不当利得返還請求事件								
	28131784	平成19年 7月17日	最高裁三小法廷	平成18年(受)第1666号	上告審		評釈	引用	
	被告上告人が被告上告人に対し、本件各弁済のうち、制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生しており、かつ被告上告人は上記過払金の受領が法律上の原因を欠くものであることを知っていたとして、不当利得返還請求権に基づき、過払金の支払を求めた...								
6	不当利得返還等請求事件								
	28131720	平成19年 7月13日	最高裁二小法廷	平成18年(受)第276号	上告審		評釈	引用	
	貸金業法上の登録を受けた貸金業者である被告上告人から継続的に金員の貸付を受けた被告上告人が、被告上告人に対し、本件各弁済の弁済金のうち、利息制限法1条1項所定の利息の制限額を超えて利息として支払われた部分を元本に充当すると、過払金が発生...								
7	不当利得返還請求事件								
	28131721	平成19年 7月13日	最高裁二小法廷	平成17年(受)第1970号	上告審	判例集PDF	評釈	引用	
	貸金業法上の登録を受けた貸金業者である被告上告人から継続的に金員の貸付を受けた被告上告人が、被告上告人に対し、本件各弁済の弁済金のうち、利息制限法1条1項所定の利息の制限額を超えて利息として支払われた部分を元本に充当すると、過払金が発生...								
8	損害賠償等請求事件								
	28131418	平成19年 6月 7日	最高裁一小法廷	平成18年(受)第1887号	上告審	判例集PDF	評釈	引用	
	被告上告人との間でクレジットカード契約を締結した被告上告人が、本件各基本契約に基づき各借入金債務に対する各弁済金のうち利息制限法1条1項所定の利息の制限額を超えて利息として支払われた部分元本に充当すると、過払金が発生するなどとして、上...								

画面はサンプルです

手順4 最後に、各文献の書誌情報を参考に、必要な全文を表示させて下さい。

< 書誌情報 >

《書誌》		提供	T K C
【文献番号】	28131721		
【文献種別】	判決/最高裁判所第二小法廷(上告審)		
【裁判年月日】	平成19年 7月13日		
【事件番号】	平成17年(受)第1970号		
【事件名】	不当利得返還請求事件		
【審級関係】	第一審 28131823 東京地方裁判所 平成16年(ワ)第3579号 平成16年 8月 5日 判決 控訴審 28131858 東京高等裁判所 平成16年(ネ)第4567号 平成17年 7月27日 判決		
【事案の概要】	貸金業法上の登録を受けた貸金業者である被告上告人から継続的に金員の貸付を受けた被告上告人が、被告上告人に対し、本件各弁済の弁済金のうち、利息制限法1条1項所定の利息の制限額を超えて利息として支払われた部分を元本に充当すると、過払金が発生しており、かつ、被告上告人は上記過払金の受領が法律上の原因を欠くものであることを知っていたとして、不当利得返還請求権に基づき、過払金の返還等を求めた事案の上告審において、「各回の支払金額」欄には「別紙償還表記載のとおりとします。」との記載があり、償還表は本件各契約書面と併せて一体の書面をなすものとされ、各回の返済金額(はそれによって明らかにすることとされている本件各契約書面が貸金業法17条所定の事項を記載した書面とはいえず、また、貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」であると推定されるものというべきであるとされた事例。		
【判示事項】	【最高裁判所民事判例集】 1. 各回の返済金額について一定額の元利金の記載と共に別紙償還表記載のとおりとの記載のある借用証書の写しが借主に交付された場合において、当該償還表の交付がなければ貸金業の規制等に関する法律17条1項に規定する書面の交付があったとはいえないとされた事例 2. 貸金業者が利息制限法1条1項所定の制限を超える利息を受領したことにつき貸金業の規則等に関する法律43条1項の適用が認められない場合と民法704条の「悪意の受益者」		

画面はサンプルです

## 5-1 検索事例

### 検索事例

残業の拒否を理由とした解雇の有効性について判例検索したい。

手順1 まず、判例中出现すると思われるキーワードをいくつか挙げます。  
「残業命令」、「拒否」、「懲戒解雇」、「残業協定」等

#### < キーワードの指定 >

	OR →			
AND		残業命令		
↓		拒否		
		懲戒解雇		
		残業協定		

検索開始

#### < 検索条件確認画面 >

入力された検索項目に該当する文献数は <b>3</b> 件です。		閉じる
検索項目		文献数
1. フリーキーワード		
残業命令		57
	AND	
拒否		19,954
	AND	
懲戒解雇		2,254
	AND	
残業協定		27

検索の結果が3件になりました。

## 5-1 検索事例

- 手順2 より幅広い検索を行うため、キーワードをOR条件で広げます。ここで、「残業協定」は「三六協定」ともいいますので、これら両方のキーワードを使用しなければ検索漏れの可能性があります。また、「拒否」の類義語として、「拒絶」という言葉が使われていることも考えられます。さらに、「残業」と「命令」の間に他の言葉が入っている場合も考えられます。（「残業を命じられたにも関わらず、命令に従わなかった」等。）

### OR条件で広げる必要のある言葉

言い回しの違い (例) 「EC」 OR 「ヨーロッパ共同体」  
「盗聴」 OR 「通信傍受」  
「中央線」 OR 「センターライン」  
「カタログ」 OR 「商品説明書」 OR 「営業案内書」  
「マニュアル」 OR 「操作説明書」 OR 「手引き書」  
「インサイダー取引」 OR 「内部者取引」

表記の違い (例) 「漫画」 OR 「マンガ」  
「気管支ぜんそく」 OR 「気管支ぜん息」 等

### < キーワードの指定 >

	OR →		
AND	残業命令		
↓	拒否	拒絶	
	懲戒解雇		
	残業協定	三六協定	

検索開始

### < 検索条件確認画面 >

入力された検索項目に該当する文献数は <b>13</b> 件です。		閉じる
検索項目		文献数
1. フリーキーワード		
残業命令		57
	AND	
拒否		19,954
	OR	
拒絶		20,530
	AND	
懲戒解雇		2,254
	AND	
残業協定		27
	OR	
三六協定		266

検索の結果が13件になりました。

## 5-1 検索事例

手順3 文献の一覧を表示させ、文献毎に表示される判示事項の一部等を参考に、関連すると思われる文献の書誌情報を表示させます。

< 一覧表示画面 >

1	移送申立て却下決定に対する抗告審の取消決定等に対する許可抗告事件							書誌	全文
	28141733	平成20年 7月18日	最高裁二小法廷	平成20年(計)第21号	上告審				
	地方裁判所にその管轄区域内の簡易裁判所の管轄に属する訴訟が提起され、被告から同簡易裁判所への移送の申立てがあった場合においても、簡易裁判所への移送の申立てを却下する旨の判断は、自庁処理をする旨の判断と同じく、地方裁判所の合理的な...								
2	不当利得返還等請求事件							書誌	全文
	28140214	平成20年 1月18日	最高裁二小法廷	平成18年(受)第2268号	上告審	判例集PDF	評釈	引用	
	先のリボルビング方式金銭消費貸借契約に係る過払金が後の同契約に係る債務に充当される場合。								
3	不当利得返還請求事件							書誌	全文
	28141232	平成19年12月25日	最高裁三小法廷	平成19年(才)第1607号	上告審				
	貸金業者である被上告人との間で金銭消費貸借契約を締結し、長期間、多数回にわたって借入れと返済を繰り返していた被控訴人が、利息制限法1条1項所定の利息の制限額を超えて利息として支払われた部分を元本に充当すると過払金が発生するとして...								
4	不当利得返還請求事件							書誌	全文
	28131793	平成19年 7月19日	最高裁一小法廷	平成18年(受)第1534号	上告審	判例集PDF	評釈	引用	
	被上告人が上告人に対し、Aが破産宣告前に上告人との間の金銭消費貸借契約に基づいてした弁済につき、利息制限法1条1項所定の利息の制限額を超えて利息として支払われた部分を元本に充当すると過払金が発生しているとして、不当利得返還請求権...								
5	不当利得金返還請求事件							書誌	全文
	28131794	平成19年 7月17日	最高裁三小法廷	平成18年(受)第1666号	上告審		評釈	引用	
	上告人が被上告人に対し、本件各弁済のうち、制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生しており、かつ被上告人は上記過払金の受領が法律上の原因を欠くものであることを知っていたとして、不当利得返還請求権に基づき、過払金の支払を求めたと...								
6	不当利得返還等請求事件							書誌	全文
	28131720	平成19年 7月13日	最高裁二小法廷	平成18年(受)第276号	上告審		評釈	引用	
	貸金業法上の登録を受けた貸金業者である被上告人から継続的に金員の貸付を受けた上告人が、被上告人に対し、本件各弁済の弁済金のうち、利息制限法1条1項所定の利息の制限額を超えて利息として支払われた部分を元本に充当すると、過払金が発生...								
	不当利得返還請求事件							書誌	全文

画面はサンプルです

手順4 最後に、文献ごとの書誌情報を参考に、必要な全文を表示させて下さい。

< 書誌情報 >

《書誌》		提供	TKC
【文献番号】	28131721		
【文献種別】	判決 / 最高裁判所第二小法廷 (上告審)		
【裁判年月日】	平成19年 7月13日		
【事件番号】	平成17年(受)第1970号		
【事件名】	不当利得返還請求事件		
【審級関係】	第一審 28131823 東京地方裁判所 平成16年(ワ)第3579号 平成16年 8月 5日 判決 控訴審 28131858 東京高等裁判所 平成16年(ネ)第4567号 平成17年 7月27日 判決		
【事案の概要】	貸金業法上の登録を受けた貸金業者である被上告人から継続的に金員の貸付を受けた上告人が、被上告人に対し、本件各弁済の弁済金のうち、利息制限法1条1項所定の利息の制限額を超えて利息として支払われた部分を元本に充当すると、過払金が発生しており、かつ、被上告人は上記過払金の受領が法律上の原因を欠くものであることを知っていたとして、不当利得返還請求権に基づき、過払金の返還等を求めた事案の上告審において、「各回の支払金額」欄には「別紙償還表記載のとおりとします。」との記載があり、償還表は本件各契約書面と併せて一体の書面をなすものとされ、各回の返済金額はそれによって明らかにすることとされている本件各契約書面が貸金業法17条所定の事項を記載した書面とはいえず、また、貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」であると推定されるものというべきであるとされた事例。		
【判示事項】	【最高裁判所民事判例集】 1. 各回の返済金額について一定額の元利金の記載と共に別紙償還表記載のとおりとの記載のある借用証書の写しが借主に交付された場合において、当該償還表の交付がなければ貸金業の規制等に関する法律17条1項に規定する書面の交付があったとはいえないとされた事例 2. 貸金業者が利息制限法1条1項所定の制限を超える利息を受領したことにつき貸金業の規制等に関する法律43条1項の適用が認められない場合と民法704条の「悪意の受益者」		

画面はサンプルです

## 5-1 検索事例

---

### 検索事例

借地契約の更新拒絶の要件である、正当事由の有無が争点となった最近の判例を検索したい。

<キーワード> 「正当事由」  
AND  
「借地契約」  
AND  
「更新拒絶」  
<判決年月日> 平成10年から

### 検索事例

過労死をめぐる労災の認定基準に関する判例を検索したい。

<キーワード> 「過労」 OR 「加重労働」  
AND  
「死亡」  
AND  
「認定基準」

### 検索事例

消費者に対し、誤認や混同を招く紛らわしい商標・サービスマークと認められるかどうかの判断基準を確認するために、判例を検索したい。

<キーワード> 「サービスマーク」 OR 「商標」  
AND  
「誤認」 OR 「混同」  
AND  
「判断基準」

## 5-1 検索事例

ワンポイントメモ ~ 検索項目再検討の際のご注意 ~

### 1. キーワードの練り直し

入力したキーワードを取り消す場合、AND条件・OR条件ともに、キーワード間に空欄があっても検索が可能です。例えば、検索事例 で、「命令」というキーワードを取り消す場合、「命令」の入力されている箇所を空欄にすれば、そのまま検索することができます。（空欄を詰める必要はありません。）

The screenshot shows a search interface with a grid of input fields. On the left, there are labels 'AND' and '↓'. At the top, there are labels 'OR →' and 'AND'. The grid contains several input fields with the following text: '残業', '拒否', '残業協定', '拒絶', '三六協定'. A callout box points to an empty field with the text '空欄があっても、検索できます。'

### 2. 再検索（全クリア）

再検索をする場合、検索画面に戻った際に、前の検索項目が残った状態になっていることがあります。そのまま次の検索項目を入力してしまうと、前の検索項目を含めて検索してしまいます。改めて検索をやり直す際には、[全クリア] ボタンをクリックして、前回入力した検索項目をクリアしてから、新たな検索項目を入力してください。

The screenshot shows a search interface with a navigation bar. The bar contains the text 'データベースの選択 > 検索項目の入力' and 'ログアウト'. Below this, there is a search bar with the text '判例データベース [判例総合検索]'. The search bar contains the text '検索項目 | フリーキーワード | 裁判年月日 | 裁判所名 | 事件番号 | 民刑区分 | 法編 | 法条 | 裁判種別 | 掲載文献 | LEX/DB文献番号 |'. There are two buttons: '検索開始' and '全クリア'. The '全クリア' button is circled in red.